

補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

1. 補助金の内容

補助金名称	街かどデイハウス事業補助金(通常分)		
所管部署	長寿社会部 地域包括ケア推進課		
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市街かどデイハウス事業補助金交付要綱		
交付の目的	街かどデイハウス事業を運営する団体に対し補助金を交付することにより、当該団体の活動を支援するとともに、高齢者等の生活支援の基盤を整備し、高齢者等の介護予防及び社会参加の促進を図る。		
補助対象経費	対象経費としては、家賃、光熱水費、人件費、旅費、需用費、修繕費、委託料、使用料及び賃貸料、研修費、備品購入費などとしている。		
補助率・補助額	全額補助		
交付先	街かどデイハウス事業を行う団体		
開始年度	平成10年度	終期年度	R4年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

2. 補助金の決算状況等

(千円)			
	H28	H29	H30
予算額	4,000	4,800	4,400
決算額	3,782	3,785	4,147
特定財源	国庫支出金	0	0
	府支出金	0	0
	その他	0	0
一般財源	3,782	3,785	4,147

(件)			
交付実績	10	11	11

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点

i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓		

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改善して継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	街かどデイハウスは、高齢者の通いの場の中心的な施設として位置づけ、地域における福祉拠点として、高齢者の孤立を防止し、人と人をつなげる専門的な役割を担う拠点となるよう、事業内容の検証と見直しを行う。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市認知症カフェ設立支援事業(介護特会)		
所管部署	長寿社会部 地域包括ケア推進課		
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市認知症カフェ設立支援事業補助金交付要綱		
交付の目的	「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」としての認知症カフェの設立を推進するため、ボランティアスタッフの研修などに係る費用を助成する。		
補助対象経費	カフェ設立のための運営スタッフに対する研修等の講師報酬費、施設利用料。		
補助率・補助額	その他		
交付先	枚方市認知症カフェ登録及び認知症カフェ設立にかかるスタッフ研修を実施した法人、団体、個人		
開始年度	平成28年度	終期年度	R4年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

2. 補助金の決算状況等

(千円)			
	H28	H29	H30
予算額	650	650	650
決算額	100	0	50
特定財源	国庫支出金	0	19
	府支出金	0	10
	その他	0	21
	一般財源	0	0
(件)			
交付実績	2	0	1

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点

i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓		

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	運営団体スタッフの対応力向上のために必要な研修開催に限定している。	
	交付団体の財政状況等を助成し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	実績報告書にて研修会開催の必要経費を確認し、収支額を補助している。	

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	平成28～30年度の間には認知症カフェが円滑に設立・運営されるよう開設時に係る費用の補助とともに、継続運営への支援を行ってきたが、地域での新規設置数が増えないことから、高齢者保健福祉計画(第8期)において、補助金の交付内容等の見直しにより、事業の充実を目指す。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市地域元気づくり教室事業補助金		
所管部署	長寿社会部 地域包括ケア推進課		
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市地域元気づくり教室事業補助金交付要領		
交付の目的	自治会館等地域の身近な場所で地域元気づくり教室を開催することにより、地域に根ざした介護予防及び健康づくりを推進することを目的とする。		
補助対象経費	(1)地域元気づくり教室を実施する場所の使用のために要する費用 (2)地域元気づくり教室の講師及びスタッフの報酬に要する費用		
補助率・補助額	定額補助		
交付先	地域元気づくり教室の企画及び立案をした第2層生活支援コーディネーター		
開始年度	平成29年度	終期年度	R4年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

2. 補助金の決算状況等

				(千円)		
		H28	H29	H30		
予算額			4,000	4,000		
決算額			88	200		
特定財源	国庫支出金		0	0		
	府支出金		0	0		
	その他		0	0		
一般財源			88	200		
				(件)		
交付実績			5	14		

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点

i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓		

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	厚生労働省が定める介護保険・日常生活支援総合事業ガイドラインに基づき、地域住民が自主的・主体的に取り組む介護予防活動を、市として推進していくため、今後も補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	